

○鳥獣被害防止総合対策交付金事業（大規模侵入防止柵）に必要な被害状況把握について

被害状況については、事業地区ごとの現地確認又は農業共済組合等の第三者の客観的なデータ数値を活用して把握する必要があり、侵入防止柵設置に伴う投資効率の算定に必要になります。国の要綱により被害把握に利用できるデータが示されており、費用対効果（侵入防止柵の整備による効用によってすべての費用を償うことが必要）の算定が必要になります。これにより、算定額が低くなると事業縮小や採択不可の場合もありますので、ご注意ください。

◆被害状況の把握に利用できるデータは次の4つです。

- ①農業共済損害データ
- ②農協出荷データ
- ③農家等の出荷伝票や出荷先の納入伝票等
- ④被害状況を示す現場写真

畦畔等を掘り返された場合やけもの道等により、法面復旧が必要な場合にも被害額の算定が可能です。その場合は、次の根拠資料を添付してください。

- ① 被害状況を示す写真
- ② 設計書及び図面
- ③ 見積書

◆被害状況等のデータは、本年度を基準として、過去3年以内と比較して獣害により出荷量などが減少したことが判別できるデータの提出が必要となります。

◆写真のみでは、被害額の算定が出来ませんので、ご注意ください。

◆受益地区ごとの被害状況の資料は国へ要望する際に必要となり、この資料は、5年間の保管が義務付けられています。資料の提出が無い場合は、事業を実施することが出来ません。

○捕獲体制の整備について

増加する獣に対して侵入防止柵整備と捕獲を同時に行うことにより、より効果的に獣害を防ぐ効果が得られます。そのため、捕獲も含めた「わな」との一体整備が事業内容に盛り込まれています。

◆侵入防止柵だけではなく、捕獲も併せて行う必要があります。

捕獲檻の支給がありますので、設置場所や捕獲体制を整えていただく必要があります

◆「わな」を運用するためには、受益者の中に狩猟免許を所持し有害鳥獣捕獲に従事できる人材が必要になり、柵の耐用年数の期間（電気柵8年以上、金網柵14年以上）は、わなの管理費用や狩猟者登録費などの負担が発生します。

○耐用年数について（電気柵 8 年以上、金網柵 14 年以上）

柵の耐用年数が長期間設定されていますので、受益地は耕作地として農地以外の利用ができなくなります。諸事情により耕作を継続できなくなった場合にも、農地として利用できる賃貸先を探していただくなどの対応が必要になります。そのため、他の事業や農地転用は実施することができません。

※現時点では、材料支給により受益者で侵入防止柵を整備する場合には、従来事業のとおりに受益者負担は不要との内容に変更はありませんが、要望額に対して配分が少なくなった場合でも、計画通りに進める必要がありますので、その場合は、受益者負担が必要となります。また、原材料の高騰により国の基準単価以内での材料調達が困難な事例があり、受益者負担が発生する可能性もあります。

お問い合わせ先

宇陀市農林課 担当者 廣田

TEL 0745-82-3679